

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成24年10月23日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

10月23日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第44号所管分の審査	2
質疑（山崎雅数委員、弘豊委員、南野直司委員）	
議案第45号の審査	19
質疑（山崎雅数委員、弘豊委員）	
採決	21
閉会の宣告	21

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年10月23日（火）午前10時 3分 開会
午前11時47分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 森内一歳	副委員長 本保加津枝	委員 南野直司
委員 弘 豊	委員 山崎雅数	委員 嶋野浩一郎

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝
生活環境部長 杉本正彦	同部次長 井口久和
市民課長 船寺順治	
保健福祉部長 福永富美子	同部次長兼国保年金課長 堤 守
保健福祉課長 前野さゆみ	高齢介護課長 石原幸一郎
高齢介護課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子	障害福祉課長 吉田量治

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦	同局書記 寺前和恵
-----------	-----------

1. 審査案件

議案第44号 平成24年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分
議案第45号 平成24年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）

(午前10時3分 開会)

○森内一歳委員長 ただ今から民生常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

きょうは足元の悪い中、また、お忙しいところ常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、昨日の本会議で、当委員会に付託されました案件につきましてご審査をいただくわけでございますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

一たん退席をさせていただきます。

○森内一歳委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、弘委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、先に議案第44号所管分の審査を行い、次に、議案第45号の審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時4分 休憩)

(午前10時5分 再開)

○森内一歳委員長 再開をします。

議案第44号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 それでは、早速、質問をさせていただきます。

社会福祉総務費の修繕料というのがあがっておりますけれども、旧教育研究所跡地の耐震工事云々ということでお聞きしておりますけれども、これはもう当初

予算のときにも当然ね、何に幾らかかるとか、検証、確認というか見積もりというか、要求しているはずだと思うのですが、結構、補正で増額というのがあるのですけれども、今回これ何でそうなったのかと。少なく予算に滑り込ませて、増額なんていうことがあるわけではないのでしょうか、この補正で1,828万円ですね、この大きな増額というのが、どういうふうに読み違えたというか、違うようになったのか。普通、リフォームなんかお願いしましてね、着工後に倍になりますなんかいう話になって納得できるものではない。最初、何に幾らというか内訳を教えていただきたいと思います。そして、結果、何がふえて何が幾らになったのかということも、内訳で示していただけるとわかりやすいのではないかと思います。梁とか壁とか天井とかね、どんなところをさわらないといけなくなったとかいうこと。変更点、納得いくように説明をお願いしたいと思います。

それから、債務負担行為ですね、市民課の窓口の委託ということなんですけれども、昨日も何点か質問をされました。

原田議員が言われたようにですね、雇用形態とか業務の内容、検証に多くの疑問が残っているのではないかと思います。

まず、今度の債務負担行為、この時期に出てくるというのが説明されましたようにですね、今年度中に業者選定を行うと。プロポーザルで入札を諮り、来年7月からの実施を行うとしているからこの時期にあがってきたと。そういうことであるならばですね、業者を募るための設計は、恐らく既にできているのがしかるべきではないかと思います。入札というか競争させるという話でしたら、その要項について概要なりとかもできているの

ではないかと。そもそも口頭で、こんなことをやりますで、出てくるものではないと思いますので、それを文書ベースとか文字ベースでお示しいただくことができないのか。資料をつけるべきではないかと思うのですけれども、物をつくる段階です、設計図書全部が議会に出てこなくてもですね、図面の一つもなしに説明されるということは余りないような気がするんですが、ちょっと乱暴ではないかと。募集要項とかの中身、金額まで示すと選定に不都合があるということなら、そういうところは伏せてでも出してもらわねばいけません。入札等、ほかの分もホームページなどでは、中身も全部紹介されているわけですから、選定に差しさわるといえることはないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森内一蔵委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 補正増額の件についてお答えいたします。

旧教育研究所は、昭和11年に鳥飼村役場として建築されて、平成元年に教育研究所として改修、使用されてきております。また、平成23年度以降は、民具、農具、文化財保存庫として使用されています。地域福祉活動拠点として整備するに当たり、構造や耐震状況などを当初、目視で確認いたしまして、改修費用が1,800万円、設計耐震調査費用として75万円の予算を確保いたしました。

耐震の調査を実施しましたところ、木造の構造耐震指標値が0.14と基準値の1.0を下回っており、基準値を満たすための工事設計費用を積算しましたところ3,514万円となったために、今回、補正を計上させていただきました。

予算策定時には、電気設備は既存の設備を利用する予定でございましたが、耐

震工事のため壁や天井を補強していく必要が生じたことにより、電気設備の改修費も必要となりましたことも増額の要因となっております。

当初予算が1,875万円ということでしたので、耐震工事、電気設備などを含めた改修概算が3,514万円となりました。改修実施設計業務委託料が189万円でございますので、合計3,703万円ということになりましたので、当初予算額の1,875万円を差し引いた1,828万円を今回の補正としてあげさせていただきました。

○森内一蔵委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 市民課窓口の委託についてご答弁申し上げます。

仕様書等については、でき上がっていて公表することができないのかというご質問でございますが、市民課の案としてはでき上がっております。これにつきましては、11月7日に予定しております窓口業務の委託に関する審査委員会というのを設けております。その審査委員会は、市民課、情報政策課、政策推進課等の関係する課から職員を募りまして設置します。11月7日に仕様書、募集要項を決定するような形で事務を進めたいと考えております。市民課の案という形でしたらお示しすることができますけれども、実際の仕様書がどういう形になるのか、募集要項がどういう形になるのか、正式に決定しておりませんので、その点をお含みいただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 2回目を聞かせてもらいますけれども、まず、研究所跡地の補強工事の話ですけれども、当初1,800万円、電気設備やら何やらが必要になったと。だから、最初に何でわからなかったのかとか、使えるという判断をさ

れたのか。何であかんようになってしまったということになるのか。その辺の説明がただけでないような気がします。それをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、市民課窓口の委託について、11月7日、これから審査をして出すということになるなら、債務負担行為で金額が確定したものではないには違いないのですが、これから変わるかもしれないということになりませんか。そういったものをですね、審査するというのは非常に難しいのではないかと思うのですが、そういうのが出てこないということになれば、1点1点聞かないといけないわけですので、昨日の続きになると思いますけれどもお聞かせいただきたいと思います。

1番目に、業務内容、まだ不透明だという話をしていました。交付事務ということなのですが、その範囲をしっかりと示していただきたい。箕面市では戸籍の取り扱いが別だということも昨日説明されました。本市はどうなるのか。市民課の窓口で、DV被害者とかの住所を伏せておきたいとかいう方の相談なんかもあるかと思うのですが、そういった取り扱いはどうされるのか。

それから、市民ルームとか、ほかの業務をどうされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

2番目に、人数の配置なんかはどうなっていますか。繁忙期にふやしたり、暇なときは減らすということができるといった話が出ましたが、少ないときは何人ぐらいで多いときは何人ぐらい、繁忙期というのはどの時期にどのぐらいの期間を考えているのか。

3番目に、命令は市からできないという話です。パーティーションで仕切るみたいな話も出ました。業務の監督指導、こ

れはどうなりますか。当然、人間のことでですから体調不良なんかもありますけれどね、欠勤、早退、遅刻とか、それから補充とかについての取り決めなんかも設計されるのか。

4番目に、行革メニューということであがってきています。ですから、この経費の削減効果というか数字を、昨日は細かい数字は出ませんという話でしたので、きょうは数字が出るようでしたら出していただきたいと思います。例えば、昨日も現行の人員削減、来年度は7名とかね。次に、先々に2名、合計9名ということをおっしゃっていましたが、金額的な効果を教えていただきたいと思います。

5番目に、その際、組合との話し合いをされたこと。行政パートナーへの保障も考えていると言われましたけれども、具体的にはどういうものか。

6番目に、プロポーザルで業者を決めるといって、金額だけではないという形ですが、このプロポーザルで業者が提案してくるといって中身はどんなものをお考えおられるのか。他市での実績だとかいろいろあるでしょうけれども、教育のシステムとかですね、人員の年齢構成なんかも入ってくるのかどうかよくわかりませんが、どういったアピールをされるのか、そういうのをお聞かせいただきたいと思います。

それから、これは直接ではないかもしれませんが、昨日の議論ではね、将来、マイナンバー制の導入という話も出ました。コンビニでの交付も、住民票がね、可能になるのではないかと話も出ました。さらに、権限移譲でパスポートの発行までという話も出てまいりました。将来、いろいろシステム的にも全体を見直さなくてはならないようなことになるのではないかと。それなら、今、急

いで委託をすることが本当に効率的なのかと。システムの再構築という意味では、また煩雑になってくるのではないかという点などをお聞かせいただきたいと思います。

ほかにも昨日出たように、情報管理、個人情報の管理という問題もあると思います。市民課の窓口というのは、さっきDVの話もしましたけれども、戸籍を扱うとなると婚姻とか出生ですね、さらにデリケートな話にもなってくるのではないかと。パスポートはもうそれこそ先の話かもしれませんが、今は収入面の確認なんかはしないのかもしれませんが、プライベートな部分に踏み込んでやる業務がふえないかと。市民の権利を守らないといけない業務だと思うのですけれども、私が思いつくところはこのぐらいなのですけれども、委託をして大丈夫という設計ができていくということ、ぜひ中身を詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 順を追ってご説明させていただきます。

今回、委託する業務の委託の範囲について申し上げます。

具体的な業務内容については、箇条的に読み上げますけれども、証明書等の交付事務、郵送請求の処理事務、印鑑登録事務、住基カードの受け付け交付、臨時運行許可事務、パスポートの発給事務に係る業務、これにつきましては、平成26年1月から実施予定の業務になります。

あと、金銭管理、その他上記業務に係る庶務業務を考えております。

ご心配になっております戸籍の受け付け、入力、転出入受け付け入力業務については、今回、委託の範囲にしておりません。そして、交付事務につきましても、

最終的な交付をしていいか、いけないかという決裁については市の職員がすることになっております。通常の業務の流れで言いますと、窓口で受け付けて何が必要なかということをお聞きして、その方の必要な事項が記入されているかどうかを確認させていただきまして、証明書を出力します。それから市の職員が申請書と出力された証明書を点検させていただきまして、オーケーであれば、それを業者の方にお渡しして、請求されている方にお渡しし、料金をいただくという業務が中心になります。

そういう内容ですので、ご心配されているような戸籍にかかわる離婚でありますとか結婚でありますとか、養子縁組の受け付け、戸籍への入力、また住民票にかかわりましては、DV等の相談につきましては、転出入のときにされることが多ございますので、当然、職員で対応するという態勢で臨んでいきます。

人員配置については、季節的変動については、どのように分析しているのかということでございます。

市民課の業務につきましては、忙しい時期が当然あります。転出入が多い時期3月、4月は忙しゅうございますし、月だけではございませんで曜日によりまして月曜日、金曜日は忙しいです。それと、連休明けも忙しくなっています。特異日というのがございまして、例えば、ゾロ目の日、7月7日とか結婚の届け出が多い日とか、転居についても、どうしても大安の日を選ばれたりとかいうことがありますので、忙しい日がございます。そういうことで、今の職員体制で言いますと、正規の職員と行政パートナーとでやっておりますけれども、委託することによって、忙しいときには多くの人を配置することができますし、暇なときと言

えば語弊がありますけれども、業務が少ないときについては、人を減らしていただくこともできますし、人数の融通がきくということが、今回の委託の、ごく一部ですけれどもメリットになると考えております。

人員配置について、どのように協議していくのかということですが、委託業者におかれましては、1年間の人員の配置、あとは毎月どれぐらいの人員を配置するかということで、予定表を出してもらうことにしております。それを市で適切であるかどうか確認していくことになります。

また、病気等でお休みになるというケースも当然ございますので、委託を受ける業者については、ゆとりを持って雇用されておられるはずですので、急なお休みに対応していただけるというのも一つのメリットです。市の職員ですと、どうしても余裕のある人員配置をしておりますので、突然お休みをされるとかいうときには、なかなか対応し切れないケースがありますので、そういう意味でメリットはあると思っております。

また、市民課窓口は、季節的なこと、曜日ごとではなくて、時間的な忙しさということもあります。朝の一番の時間がありますとか、お昼休みを狙って来られることがあります。また、仕事終わりと学校終わりに、閉庁時間前に急いで来られる方もおられますので、そういう時刻に人を配置していただけるような人員配置等もお願いしていきたいと考えております。

指揮命令系統はどうなるのかということですが、責任者を一人置いていただくことになっておりますので、その一人の方に対してしか命令することができません。といいますのは、直接来ら

れている方に、市の職員が指揮命令を出すということは偽装請負となります。請負、委託の中ではそういうことは禁止されていますので、必ず責任者を置いていただいて、その方と、先ほど言いました人員配置または窓口のトラブル等に対しても、やりとりをする形になります。

次に、行革メニューということの中で、効果はどれぐらいあるのかということのお尋ねです。

人員の削減効果は、本会議での質疑でもお答えしておりますけれども、平成25年度の7月から委託することを考えております。先に、債務負担額の1年間で3,000万円の根拠をご説明したほうがわかりやすいと思います。今回のプロポーザルの中では、上限額を2,600万円と考えております。この差は、今後、見込まれるパスポートの業務量がどれぐらいあるのかということもわかりませんし、国会で言われている消費税の増税ということも含めて考えております。また、業務を実施することによって、同じ流れの中で委託にしたほうがいい業務も出てくるとも考えておりますので、やや多めに債務負担行為を組ませてもらっております。今回2,600万円を上限でプロポーザルをやろうとしておりますが、2,600万円を上限という形で積算をしていきますと、平成24年7月1日現在で、今の職員の配置の比較で考えますと、420万円の経費が浮いてくることになります。そして、平成26年度から本格実施になって職員の数も減っていきまして、現在の25名が16名になりまして、1,300万円程度の効果があると考えております。

次に、組合との協議はどうなっているのかということですが、

組合との協議については、何回も組合

の委員長、職員支部の委員長と協議し、また全体を含めて協議してきております。委託することについては、職員の数も減ってきておりますし、やむを得ないのかなというご意見でございます。ただ、一番心配されておりますのは、行政パートナーの身分保障のことを特に心配されております。また、その辺については、人事課と詰めていきたいと考えております。人事課、職員組合と今後も協議をさせていただきますけれども、今も、行政パートナーと個別の面談もしております。ただ、全部の方が置きかえられるわけではございませんので、市民課の業務の中でも、先ほど申しましたように、戸籍の業務でありますとか転出入の業務でありますとかは残ります。今現在の行政パートナーで、3年の任期が切れる方もおられますけれども、残られる方については人事異動ということもありますし、課内での異動ということも人事課と協議していきたいと考えております。また、任期が切れる方については、試験を受けられて、行政パートナーとして雇用されるという方もあると思います。職員が減っている中で、行政パートナーにご協力いただかなければ回っていかない業務も数多くありますので、そういうところで採用されることもあると思います。また、他市で業者に委託されている状況をお聞きしますと、市の窓口で働いていた非常勤職員、臨時職員がそのまま委託先の業者に、アルバイトではなくて正規職員として雇われているというケースもあると聞いておりますので、そういう方も中には出てくるのではないかと考えます。その辺についても行政パートナー、臨時職員の希望を聞きながら、柔軟に対応していけたらと考えております。

プロポーザルの時期等につきましては、

この債務負担行為を可決していただかないことには次の業務に入っていきませんので、可決いただきましたら直ちに、先ほど言いました委員会を開催させていただきますして、仕様書、募集要項を正式に定めまして、プロポーザルに入っていきたいと思っております。

業者選定については、接客技術だけではありませんで、各種法規の知識も必要であります。住民基本台帳法、戸籍法を知った上でないと受け付けはできませんので、そういう能力がある高度な専門知識を持っている業者を指名して、プロポーザルを実施していきたいと思っております。一般募集をかけようとするすと、派遣業とかから移られた業者も入ってこられます。各市で実績がある業者を何社かピックアップしておりますので、その中から指名しまして、5社程度にプロポーザルに参加していただいて、その中で決めていきたいと思っております。

プロポーザルに当たりまして、先ほど言いましたようなことも大切ですが、質問の中でありましたような、情報の漏洩等についての心配もございます。今回のプロポーザルでは、参加資格といたしましては、ISO27001でありますとかプライバシーマークの取得を条件としております。情報セキュリティーに対するリスクマネジメントのノウハウについては、逆に市役所よりも情報を取り扱っておられる会社の方が、より厳しいと考えておりますので、その部分について期待をしております。その上で市と協議する中で、情報セキュリティーについては、より管理体制を強めていきたいと考えております。情報端末機につきましても管理しております情報政策課と相談しながら、どこまで使えるかということをきちっと整備しながら、きちりアクセス権の

階層を定めまして、仕事の分担によってアクセスできる、できないという方法、現に今もそういう形でやっているのですが、その辺のセキュリティーシステムを構築していきたいと思います。ただ、情報漏洩については、個人のモラルという問題もありますので、職員の教育の部分についても厳しくやっていただける、確実にやっていけるということ、プロポーザルの中で示していただきました会社について委託すべきと考えており、当然そういうところの配点が高くなるようなプロポーザルの点数配分も考えております。

また、私どももそこで働く職員の身分保障がどうなるのかということ非常に心配しております。先ほど例にあげられた箕面市では、毎年入札されることによって、どんどん価格が下がっていったのですけれども、業者が変わっても同じ職員が雇われていた形がありまして、入札金額が下がって、給料が切り下げられたとも聞いております。だから、そういうことがないように職員厚生でありますとか保険制度でありますとか、そういう働きやすい職場をつくっていただける会社ということも含めて、プロポーザルの仕様書で取り上げていきたいと考えております。

将来のことについてもお尋ねですが、今、国会がどうなるかわかりません。マイナンバー制度についても、我々がこの業務委託の方法を考えていたときには、今にもこの制度が可決されるであろうと考えておりました。本会議で申し上げましたように、そのため5年の委託の継続契約ではなくて3年で上程させていただきました。平成26年度に市民課で持っております住基コードを基にマイナンバーを付けていき、平成27年1月からマイナンバーカードを配布するというところで

考えて進めてきました。流動的でございますけれども、国会で可決されればそのことに対応していかなければなりません。

コンビニ交付につきましては、平成25年度から茨木市が実施されると聞いております。平成26年度から大阪市が実施されると聞いております。マイナンバーカードの動きを見ながら、摂津市としましてはコンビニ交付ということも考えていかなければなりません。周りの市の動きがそういう動きになっていくと考えておりますので、そのことは常に考えていかなければならないと考えております。

パスポートの取り次ぎ業務については、来年、平成26年1月から受けることになっております。パスポートセンターでのパスポートの取り扱いで、摂津市分は年間2,400件と聞いております。パスポートセンターが閉じられるわけではございませんので、何件のパスポートの取り扱いが摂津市に残るかわかりませんが、高槻市がこの10月1日からパスポートセンターを市で持たれておまして、年間1万件ぐらいあるそうですけれども、初日で100件以上来られ、1時間ぐらい待ってもらったと聞いていますので、初日だからそれぐらい来られるのかもわかりませんが、高槻市の規模等がちょっと摂津市と比べられないぐらい多いのですけれども、かなりの数が摂津市の窓口でも来られると思います。このことは市民サービスの向上にもつながることだと考えております。

そういう動きの中で、なぜ今しなければいけないのかという趣旨のご質問だと思います。第4次行財政改革では、今年度から市民課窓口は、一部業務委託ということでした。私が平成23年に市民課に配属になったときは、その行財政改革メニューがもうでき上がっていたのです

けれども、今年度、外国人登録が住民基本台帳に切りかわるという業務があり、それに伴って、市民課で使っている窓口システムを変更しなければならないという業務があったので、やむなく平成25年度から窓口委託ということで検討に入りました。

それで、なぜこの状況の中でやらなければならないのかということですが、先ほど申しましたように、マイナンバーでありますとかコンビニ交付でありますとか、パスポート業務の、府からの権限移譲とかを考えると、これらの業務を市の職員でやらなければいけないというときに、市の職員数が少なくなってきていますので、そういう部分に正規の市の職員が力を傾注しなければならないと考えております。窓口業務は、簡単な業務ではございませんけれども、やっぱり定例的に流れ作業というたら語弊があるかもわかりませんが、民間委託できる部分については民間に委託しなければ、職員の負担がもうこれ以上、耐えられない状態になっているのも事実でございます。

情報管理につきましては、先にご答弁させていただきましたように、きちりできるような形の契約にしていきますし、当然、教育部分についてもきちりとしていただける会社に委託していきたいと考えております。

委託をして大丈夫かということでございますけれども、他市で委託をされている様子もいろいろ調べております。失敗された例も聞いております。成功された例も聞いております。それらを参考に仕様書を組んできました。また、偽装請負になる心配もございましたので、労働基準監督署にも仕様書案を持って相談に行きました。

以上の検討を行い、今回、この窓口委

託という形で取り組んでいきたいと考えますので、よろしくお願ひします。

○森内一蔵委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 山崎委員の2回目の質問、補正増額の理由についてお答えいたします。

平成元年に教育研究所として改修が行われておりますので、昭和56年の新耐震基準には合致しているものと想定しておりましたので、内部の改修で見積もりいたしました。

調査しましたところ、やはり基準値が、先ほど申しました、構造耐震指標基準が0.14ということでしたので、地域活動拠点として広く市民の皆様が利用する施設でありますので、耐震改修促進法の木造構造耐震指標の1.0をベースに改修の設計を行ったために増額することになりました。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 3回目の質問をさせていただきます。旧教育研究所跡地の工事ですけれども、改修は1回もうされているから4月に入ってから調査というのは、予算を立てるときにやっぱりやり方としてはまずいのではないかなと。しっかりと仕事をして予算を計上すべきだったのではないかなと思います。それはもう耐震というかコミュニティ施設というか支援活動もね、待たれている方もたくさんおりますから、しっかりやっていただきたいと思います。工事が始まってからふえますというのは、一般ではほとんど考えられないのではないかなと思いますので、意見をしておきます。

それから、市民課の委託ですけれども、その業者の選定、何か大分言及していただきました。情報管理ができる会社ですとか、繁忙期とかにも対応できるはずという言葉が出ましたけれども、それこ

そ業者にお任せするというか、責任の所在がどこにあるのかなと。丸投げみたいな形にはならないかなと不安がどうしてもぬぐえないのですけれども、そういった意味でいろんなパスポート、それこそいろんな仕事の線引き、専門的な分野が難しいところを無理やり線を引いてね、ここからは業者というやり方にどうしても不安を感じざるを得ません。市民の利益を守る市役所の仕事をね、どんどん外部委託という方向に、非常に私は疑問を感じているのですけれども、先ほども来られる方というか、その派遣会社、請負なのですけれども、来られる方の身分の保障も考えていると言われたのですけれども、先ほどの行政パートナーの対応についてもね、枠そのものは減らすわけですから、いろいろな雇用につかれるのではないか、ではちょっとね、どうかなと。結局、減らした枠というか仕事そのものは、何人かには諦めてもらうということにならざるを得ないと思うのです。つまり、同じ仕事をですね、人数、弾力性を持たせて労働力の流動化というかね、それで不安定な仕事に当然これなっていくわけですよ。期間とか日にちとか時間とか、人を物みたいにですね、入れかわり立ちかわりというやり方というのは、結局、労働者にしわ寄せがいくと。こういった方々が同じ職場に入ってこられて、ここからは派遣、請負とかという話になるとね、人がいろいろ変わったりすると、なかなか名前を覚えられなくて、「派遣さん」とか「請負さん」とかいうて普通の会社なんかでもね、雰囲気が悪くなるとかいう話もあるのです。本当に市役所の仕事としてのモチベーションが下がるのではないかと、雰囲気が悪くなるのではないかと不安も思っています。

今、競争という論理で合理化、結局、さっき言われたように、当初、420万円と1,300万円減らしていけるというのは、そういったところにやっぱりしわ寄せがいくということにならざるを得ませんからね。リストラとか合理化の名のもとで労働力の流動化をつくって、人を取りかえ可能な物のような賃金の押しつけというのが、社会的にはそういう流れができてきてしまっているのです。これは非常に問題だと私は思っているのですけれども、格差のね、低賃金の社会をつくり出しているのだと。これを自治体が競争原理化で合理化と言いだしたら、もう本当に歯どめが利かなくなるんじゃないかと思っています。高度な専門分野、さっきの法規ですとか何とかというのはね、自治体の、もうそれこそ責任として、必要な専門知識を持つ職員を養成していくというのも責任ではないかと思っています。そうでなければ行政としての責任が果たせないのではないかと思っていますのですけれども。人も減らされてなかなかできない分野がどうしてもタイトになってきているということで、市役所ではできない専門的な分野を、どうしても外部委託でお願いせざるを得ないという状況があるというのはわかります。けれども、できることは自分たちで頑張るといのが当たり前ではないかと。今、できることは民間でというのは私は本当に逆の考え方だと思いますので、改めるべきだと思います。

○森内一蔵委員長 答弁はどうですか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 先ほど言ったように、本当に低賃金の身分保障というかね、身分保障をしますというご答弁でしたけれども、本当にそうかというところをちょっとお考えを聞かせていただきたいと思

ます。

○森内一歳委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 今回、プロポーザル方式で業者選定を行う中で、評価項目の中に職員の雇用に対する考え方や福利厚生についても、問うものを用意しております。我々としましても、ワーキングプアを排出しないという考え方については、生活環境部に雇用、労働を担当している課があるわけですから、その部分については十分考えていきたいと考えております。

○森内一歳委員長 ほかに。

弘委員。

○弘豊委員 そしたら、私からも数点、質問をさせていただきたいと思います。

一つ目には、今、山崎委員からも質問がありました、債務負担行為にかかわる市民課窓口の民間委託なんですけれども、昨日も3名の議員から質問がありました。

今、山崎委員からも多岐にわたって質問させていただいておりますけれども、その答弁を聞かせていただいてもですね、やはりメリットは説明されているとおりにかなと、ある意味、感じるのですが、懸案材料になっている、いろいろとやっぱりクリアしていかないとならない問題について、答弁の中では、なかなか納得できないなと思う部分も正直言っているわけですね。この市民課窓口の民間委託にかかわってですね、こういう議案が出ますよと、市民の方と先日、土曜日にも市政報告会という形で私、懇談会などをやらせていただいたんですが、そんな中でもね、やっぱりこの業務を市の正面入って窓口の一番の顔で、ここが市の職員ではない、そういう人に切りかわるということに対する、そういう拒否感といいますかご意見なども寄せられておりますし、この市民課の窓口委託ですね、全国的に

はやられるところがふえてきているのかなということもありますけれども、決して自治体の中で多数派ではないと思うのです。最近の報道なんかを見ていましてですね、例えば、奈良市ですね、ここが窓口の外部委託、これスタートさせるということが報じられましたけれども、議会の中では行財政改革の採算の効果の面ですね、きちんと説明されてないんじゃないかと、批判が相次いだとも聞いています。また、これは熊本県の宇土市という行政ですけども、ここでは委託が提案されたけれども議会の中でプライバシーにかかわる問題ですね、個人情報であるとか守秘義務であるとか、このことが本当に守られるのかという意見が出される中で、理事者が取り下げたということですね、報道もあがっていたかなと思うのです。

今、船寺課長から、さまざま課の中でも検討も重ねて、その辺をクリアするために力を尽くしているという説明であったかと思うのですけれども、ただ、そのあたり、11月7日にですね、審査委員会も開いて、この仕様書で大丈夫なのかという決定もやられるということでもありますから、そういった意味では、昨日の議論なども聞いている中でですね、本当に今この議会で決定しないといけないことなのかなということについては、甚だ疑問を感じています。

また、自治体のいろんな業務をアウトソーシングしていくということを、推進している考えの方もやっぱりいらっしゃると思うのですけれども、それでも、今、本当にここで踏み切っているのかという、そういうことはあるんじゃないかなと思うのですけれども、この時期ですね、例えば、契約の時期なんかも、いつとして考えているのか。また、11月7日に決

定してから議会の中でもう一度、審議をするということではだめなのか。こういったことについて、ちょっとお聞かせいただきたいなと思っております。

また、業務の中身、今、説明いただいた点で、証明書の発行事務、住民票の取り寄せ、例えば、郵送での住民票の取り寄せる事務なんかも、入っているように聞きました。これ件数とかもふえているのかどうかとかいうことを思うのですが、この数年にかかわって、以前からあるかもしれませんけれども、サラ金業者などからこの請求、第三者が郵送の請求とかをやられるようなことがあるのかなとも聞いたりしています。先ほど山崎委員が言われました、DVの被害を持たれている方々もありますし、本当にデリケートなそういう業務だとも思っています。そういった意味では、この辺の今の業務の中身でですね、本当に懸案になっていること、メリット以外にデメリットとして担当課で感じているようなことがないのかということで、お聞かせいただきたいと思えます。

あと、もう1点。これも山崎委員が質問されましたが、鳥飼の地域福祉活動拠点の修繕料にかかわっての点です。

こちらの点では、以前、教育研究所としての改修をやって、その点も踏まえてなので大丈夫なのかなということもおっしゃいましたが、この旧教育研究所を改修された時点では、建物の構造上、耐震強度を含めて問題がなかったのか。また、今回の改修でですね、以前とどのように建物の構造が変わるのかみたいなのところが、ちょっと私は把握ができていないもので、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

○森内一歳委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 契約の時期をいつに考

えておられるかというご質問についてですが、契約の時期については、今年度中を考慮しております。具体的には3月中に契約と考えております。4月、5月、6月で引き継ぎ期間を設けさせてもらって、7月1日から本格実施ということで今現在考えております。

この実施の時期については、やはり繁忙期に実施すると大変厳しゅうございますので、異動の少ない夏の時期ということで7月を考えました。

メリット、デメリットという部分につきましては、何をメリットというか何をデメリットというのか難しいですが、我々の捉え方としましては、窓口でいつも安定してサービスが提供できる、日によって職員が少ないために待ってもらったりするようなことがないという形。それが流動的に職員を配置できるという部分があります。それと、職員については、今後起こってくるであろう業務について、集中的に取り組んでいただくという部分があると思えます。

我々、デメリットとして考えておりますのは、その業務に熟練した職員がどんどん少なくなっていくことを心配しております。そのために、転出入の業務については、委託をしませんでした。転出入の業務ということは、当然、転入・転出のシステムへの入力をしますし、入力したものを確認するために打ち出しもするわけですから、もしも突然、委託業者が倒産されたりとか、そういう場合も、すぐに入力業務をやっている者が交付する業務に移ってすることができます。入力業務を委託されている市町村もありましたけれども、我々はその部分については委託する業務には入れませんでした。

ただ、窓口業務はやはり熟練も必要な部分がございます。今の実態を申し上げ

ますと、行政パートナーでお願いしてしましたら、1年契約の2回更新で3年間しか働いていただけないという状態があります。やはり3年経ったら辞められる方もおりますし、残念ながら試験で落ちる心配もあります。1名ぐらいは毎年のように入れかわっている状態になります。

業者委託しますと、職員研修でありますとかスキルアップは、業者で実施していただくことができますので、安定した業務が提供できるということになります。市の職員でも、窓口を担当しているものの、人事異動というのは必ずありますので、そういう意味では、マニュアル化された形の業務でありますので、それも委託のメリットと我々は考えております。

ただ、そのスキル継承については、入力、転出入の業務については残しておりますし、最終的に判こを押す職員がいるわけですから、その部分については当然、システムを知らなければできないわけですし、接遇もできなければいけないわけですから、必ず継承しながら、委託業者の監視・指導について当たっていきたいと考えております。

○森内一歳委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 旧教育研究所の改修で耐震の問題はなかったのか、建物の構造がどう変わるのかというご質問にお答えいたします。

旧教育研究所の改修の状況等はちょっとこちらではつかんでおりませんので、また確認しておきます。

旧建物の構造がどう変わるかということに関しましては、屋根と基礎はそのまま大丈夫ですが、耐震を補強するために壁や天井をもう一度やり直すという形で、補強をしていくことにしております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 2回目の質問で、先に旧教

育研究所を地域福祉活動拠点にということなのですが、壁や天井のやり直しというのは、部屋の割り振りを変えるということで捉えていいのか。旧教育研究所で使っていたスペースでは、地域福祉活動拠点ということでは対応できないと。いわゆる建物内の部屋割り、区割りが変わると考えたらいいのでしょうか。その辺ちょっとまたお願いしたいと思えます。

あと、市民課の窓口ですけれども、ご説明いただきました契約の年度ですね、これが時期が年度末、3月ごろになるということでしたら、もう一遍やっぱりきちんとですね、委員会内で今、付託されて議論しているわけでありまして、やはり昨日も意見が出ている会派の方たちなんかの意見ということにもね、昨日、十分答えられたのかということでは、どうかなと思うわけでありまして、それに市民の皆さんの関心事としてもね、やはりこれは大きいんじゃないかと感じていて、例えば、池田市が民間委託になりましたよとかいうこととかではね、あそこはもう総合窓口ということですから、摂津市がやろうとしていることとは大分違うと思うのですけれども、大分議論もされているだろうし、報道といたしますか割と早い時期からやっていて、各地からの視察が入ったりとか、そんなことも聞こえるなりしているのですけれども、そういった点からしてもですね、摂津市が今、取り急ぎやるということ、当面の行財政改革の効果ということでも、将来的にはコストも削減されるみたいなことですけれども、今現時点ですぐにこの効果が出るとも感じられないですし、そういった点では、もっと慎重にこの議会の場でも、議論を尽くしていったほうがいいのではないかと考えております。これは意

見として言うておきたいと思います。

また、この民間委託が成功している例もあれば失敗している例もあるということで、課長もおっしゃいましたが、私もいろいろと調べてみましたら、例えば、東京の墨田区ですね、ここは窓口業務委託を、市場化テストの2006年、そこで提案されて、もう早い時期にやっておられるようです。しかしですね、その業務の中身について、やはり民間に委ねることが妥当だということ、民間には委ねられない部分と、そういう仕分けですね、そうしたものもきちんとやられなかったのかどうか、ちょっと内情までは詳しくつかんでいるわけではありませんけれども、数年後にこれは民間業者で入っていた方たち含めて、その方たちを非常勤で直接雇用に移りかえ、直営で窓口をやっているということも言われております。また、直接雇用に移りかえたことで、むしろ直営化のほうが経費が減っているという、民間に出していたときのほうがたくさん予算がいったということも報告されています。また、働いている職員、民間業者で受け取っていた賃金よりも、直営に移りかわったほうが多くの給料も得て、なおかつ財政的にもコストは減らせた、ということもあがっているようでもあります。ほかにも多々例はあると思うのです。もちろん研究もされたと思いますけれども、そうした、例えば、失敗例とかですね、聞いていることがあるようでしたら、その点についても教えていただきたいなと思います。

○森内一歳委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 部屋の割り振りを変えるのかというご質問にお答えします。部屋のほうは基本的に変えません。トイレと水回りの場所がありますが、その部分は使いやすいように改修していこう

と思っております。それと、バリアフリーにするということと、壁は部屋割りを変えるわけではございませんが、補強は必要ということなので、その改修をしていくということです。

先ほど旧教育研究所の開所のときの問題はと問われたのですけれども、この施設は木造の建築物で1階建てでございますので、耐震改修の促進法施行令には該当しない施設だったということでございます。今回は多くの市民の方に使っていただくということで、補強は必要ということを考えて改修を考えております。

○森内一歳委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 失敗した例がどんながあるかというご質問ですけれども、先ほど言いましたような例もあります。派遣業者を利用してやられた業務委託という形ではなかったもので、どうしても雇用条件がどんどん切り下げられていってしまっていて、働いている人が大変な目に遭ったという話も聞いております。

今回、我々は派遣ではなくて、委託ということ考えたのは、やっぱり安定して働いていただけるような会社。派遣での失敗でありますとか、短い期間の契約で価格だけによる競争入札みたいなものも極力しない形で、一定の水準がこれぐらいであるであろうという金額を算定させていただきまして、一人当たりの給料はこれぐらい支払って、会社の利益はこれぐらい上がってということも含めて、見積もりも当然とっておりますけれども、それらを考えて金額を算定しております。

それと、今後民間委託される市町村は必ずふえてくると考えております。大阪市も来年から民間委託を考えておられます。今後いろんな業者が参入してくると私は思っております。今でしたらいい業者、いいスキルを持った職員が摂津市で

働いていただけると考えており、できましたら早く委託し、そして委託した業者とこの業務が市民サービスの向上につながって、働いている人も、気持ちよく働けるような形をつくり上げていけると考えておりますので、この時期に提案させていただきます。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 旧教育研究所の地域福祉活動支援拠点の件では、今ご説明いただきましたが、旧教育研究所を改修したときには問題がなかったけれども、今の基準でいったら問題があるんだということで受け取ってたらいいですかね。

やはり以前も改修をして、今回重ねて改修をするわけでありましてけれども、この修繕費の、いわゆる当初予算と比べて倍額ですから、この辺についてはなかなかちょっと理解しにくいなという点がございましたけれども、やはりこういう件が出てくるといような場合は、年度当初でしっかりと設計をしておくべきだったと、今後そういうことがないようにきちんと生かさせていただけたらなと思っております。

あと、市民課の窓口業務ですね。今後さらに全国的にはその流れが広まっていくだろうということでの、そんな認識もお聞かせいただきましたが、確かに流れ的にはその様子が強まっています。自治体アウトソーシングという形でどんどんと、これまで本来公務員がやるべき仕事と私たちは思っておりますけれども、それを民間に委託をしていく。ある意味、市場化にどんどんと広がっていくことでもあります。その中身はやっぱり、今課長もちらっと言いましたけれども、そこで働く職員の賃金、それから業者が得る利益ということでもありますから、自治体職場のそういう仕事を本当にその予算の利

益に移していくことというのはいいのかなということ、さっきの答弁を聞いて率直に思いました。

これは、やっぱり箕面市がどんどんと派遣の職員の賃金を削って、ぐっと減っていくということがありました。それをそうならないようにということで説明いただきましたけれども、本当にそれが守れるのというときに、その業者にはもちろん正職員もいる、非常勤職員もいるだろうし、繁忙期とかとそうでない時期とで人の振り分けをしていくということになったら、そこではやっぱり雇用の使い勝手のいい派遣の方が、その業者の中にも正職、臨時だったり、派遣だったり、そういう形で出てくるんじゃないでしょうか。そういったことはやっぱり予想もされますし、この問題って本当に大事だなと思うのは、やっぱり守秘義務、プライバシーの問題等、それから雇用形態にかかわる問題で、いわゆる偽装請負とかそんなことがない、法令遵守ということがきちんとやられる部分と、官製ワーキングプアはないというそうした三つのことが、本当にきちっとやれるかということが問われてくると思っておりますし、11月7日のその審査委員会ですか、そのときにどういう基準でこのことを審査されるのかなということもやっぱり見おきたいと思うんです。

そうした意味では、きょうの時点でこの賛否が問われたとき、やっぱりこれオーケーということにはならないんじゃないかなと思うわけで、その辺のところを、ここで決をとらないといけないのか、継続して議論が必要なのか、委員長にお諮りいただけたらなと思う次第であります。

○森内一歳委員長 暫時休憩します。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時11分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

ほかに質問のある方。

南野委員。

○南野直司委員 市民課窓口業務等委託事業で債務負担行為の補正ということで上げておられまして、昨日も先ほどもさまざまな質問とご答弁があったわけですが、さまざま複雑で、いろいろマイナンバー制度であったり、コンビニの納付であったりちょっと出てきたんですけども、改めてお聞きしたいんですけども、国は電子自治体をさまざま進めておられまして、このマイナンバー制度が導入されますと、特にICですか、共通番号、ICが入ったカードを国民の皆さんに配られて、その中にはその方の所得の部分が例えば入るんでしょうね、そのICの中に。窓口業務が簡素化されて、証明書は発行せずに済むと認識してたんですけども、きょうは保健福祉の皆さんも来ておられますし、もし可能であれば、窓口でどのようなことが簡素化になってメリットがあるのか、聞かせていただきたいなと思います。

それから、もう一つは住基カードを利用してコンビニでさまざまな証明書が発行できると。今、1社がされて、2013年にはあと2社が導入されると僕も認識してるんですけども、摂津市としても今後導入していくかですけども、その辺をどのように考えておられるのかお聞きしたいのと、あと、パスポート等々の話も出まして、大阪府からも権限移譲ということで、今後見えてくる市民課としての権限移譲、どのようなことがあるのかお聞きしたいなと思います。その三つをお願いしたいと思います。

○森内一歳委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 マイナンバーカードが、どのようなものかというのは今審議され

てますので、まだ概要しか存じ上げておりませんが、先ほど言われましたように、所得がそのカードで全部わかるものではないです。そのカードを使って個人を特定して、その上でその個人の課税状況でありますとか、保険の加入状況でありますとかはわかるものです。そのカード自体には、住所、氏名、生年月日、男女別の4情報だけです。それに個人の暗証番号等を入力することによって、個人情報につながるカードであると認識しております。

それと、コンビニ交付については、先ほども申し上げましたように平成25年度から茨木市が実施されると聞いております。他市の状況を聞かせてもらってるんですけども、このマイナンバーカードと同時に、そういうコンビニ交付に踏み切られるという考え方を持っておられるところもありますし、もう先行させてコンビニ交付をやっていくんだということもあると聞いています。

今聞いておるのは、吹田市も来年からということを一時期言われてたんですけど、マイナンバーカードの関係があるのでちょっと先延ばししたいと聞いております。大阪市が平成26年からされると聞いております。26年にされる理由というのは、26年に住基のコンピュータシステムの切りかえがあり、そのシステムの切りかえにあわせてコンビニ交付を実施するとおっしゃっておられました。

パスポートの権限移譲につきましては、先ほど申しましたように26年の1月からとなっております。それ以外にどういう業務が権限移譲されてくるか今のところ定かではございませんけれども、状況によりましてやはりどんどん移譲されてくると思います。例えば、市民課に関係しますと本年、墓地関係等も権限移譲を

受けておりますし、そういう意味で市町村に移譲されてくる業務というのは市民課に限らず多くなってくると思いますので、それに対応するという事は必ず必要になってくると思いますし、抜かりなく対応していきたいと考えております。

○森内一歳委員長 よろしいですか。ほかの課のメリットですか。

堤次長。

○堤保健福祉部次長 マイナンバーに関しまして、ちょっと今手元に資料がないので概要になるんですけども、社会保障番号の導入が考えてられております。それは、今から来年の8月まで開催される予定の社会保障制度改革国民会議で社会保障の概要を決めまして、その中で社会保障番号をつかって、例えば年間医療の総額の上限制度みたいなものを、これは総合合算制というんですけどもそういったものをつくる、でありますとかを考えておられるということになっております。

例えば、介護保険サービスでありますとか、障害福祉サービスでありますとか、保育料でありますとか、そういったものを年間でトータルして上限制をつくるでありますとか、あるいはレセプト情報を集めるとかということも考えられております。

ただ、そうなりますとそういう情報の見られる権限を、どこまでにするのかということが非常に大きな問題になってまいりますので、どこまで利用するのか、何に利用するのかというのはこれから考えられると聞いております。

○森内一歳委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁ありがとうございます。

マイナンバーカードと住基カードで、コンビニで交付するのが住基カードやと

思ってたんですけども、マイナンバーカードができたならそれでもできるということなんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○森内一歳委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 コンビニ交付だけで申し上げますと、住基カードとコンビニ交付用のシティーカードというのをつくられて、コンビニで交付するためだけの専用カードをつくっておられるところもあります。いろんな形でコンビニ交付を進められています。

マイナンバーカードがコンビニ交付のキーカードになるのかというのは、今のところ流動的ですけども、そうなるであろうと考えておまして、北摂各市のマイナンバーカードの動きを見ながら、もしもそれが無い場合は、住基カード、シティーカードを使ったコンビニ交付という形になっていくと考えております。

○森内一歳委員長 南野委員。

○南野直司委員 さまざまなカードがありますけれども、一緒にまとめてもらって、例えばセッピーカードなんかをつくっていただいて、全部それで一気にできるということで、そうなりますと65歳以上の方に例えば無料で住基カードを交付してましたけれども、皆さんに無料で交付されて、それを利用してさまざまに使っていただけらなと思ってます。

もう1点だけお聞きしたいのは、窓口業務を民間に委託するという事で、さまざま観点からこれは質問もさせてもらって、受付員ということで今、シルバー人材センターの方に立っていただいておりますけれども、こういった電子自治体が進んでいく中で、そういったインターネットから施設が予約できたり、コンビニでさまざまな証明書が発行できたりという一方で、やっぱり今後高齢者の方も

ふえてこられますし、窓口にももちろん来られる方もおられるわけでありまして、市民サービスの向上という観点からは、やっぱり受付員の方を配置されてますけれども、住民票一つとってもいろんな種類の住民票があるわけで、この市民課やったら、職員の方が向こうで市民の方がこっちになってますけれども、そこから出ていって、お一人でもいいですから、例えば出ていって、「きょうは何の交付ですか。」とお声をかけて、一緒に各テーブルで市民の方に説明しながらやっていかなあかん時代が来たんかなと。それは職員の方であったり、民間の方であったり、それは僕はいいと思うんですけれども、丁寧なやっぱり対応を、本当に市役所へ行ってきょうは丁寧に対応してもらったということで喜んでいただけるような、そういうことも視野に入れていかなあかん時代が来るんじゃないかなと思ってるんですけれども、その辺ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○森内一歳委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 今回の業者委託のプロポーザルの中で、ご質問のような窓口の外側に出て案内する人、コンシェルを提案されてこられる業者もあると思います。実際、窓口委託をした上でそういう形をとられているところもあります。

先ほど申しましたように、責任者を1名置きますので、責任者がいつも仕事があるという形にならないのであるならば、その方が前に出られてコンシエルの役目をするという他市での提案もあったと聞いております。そういうことも含めて市民サービスが向上できる委託をしていきたいと考えております。

○森内一歳委員長 南野委員。

○南野直司委員 先ほどありましたけれどもデリケートなご相談もありますし、

また企画葬儀ということで担当も市民課になりまして、死亡届と伴ってこういう手続きが要りますよという説明もあると思うんですけれども、一つ一つ丁寧な対応を今後も、今もやっていただいておりますけれども、今後も引き続きやっていただくように、これは要望としておきます。

○森内一歳委員長 よろしいですか。

暫時休憩します。

(午前11時23分 休憩)

(午前11時24分 再開)

○森内一歳委員長 再開をします。

ほかに質問、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 暫時休憩します。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○森内一歳委員長 それでは、再開をいたします。

債務負担行為の中で、部長から補足答弁をしたいということですので、許可します。

杉本部長。

○杉本生活環境部長 今回、債務負担行為の採決をお願いしておりますけれども、この件につきまして業務的な日程等を考えましたときに、この議決をもちまして我々が案を作成し、業者に対してその概要を説明し、それに基づいてプロポーザル方式の入札をしていくということになるかと思っております。

今回、ご議決をいただかないということになりますと、予算の裏づけなしに業者に対してこれを発注する、もしくは提案するという事になってまいりますので、これは行政としては非常に困難なことになると思っておりますので、この点をご理解いただいた上でご審査をいただけたらと考えております。

○森内一歳委員長 ほかに質疑ないです

か。

弘委員。

○弘豊委員 今の部長の説明で1点だけ
言っておきたいと思います。

今の説明のように、この時期に議決し
なければならないということであるんだっ
たら、やはり11月7日にやられる審査
委員会ですね、これは11月7日以前、
この議案が提案される前にやっておかな
ければならなかったんじゃないかと思う
わけです。そうでないとやはり審査する
議会の判断材料のところやはり不十分
だと思うわけでありまして。きょうの審査
の中でもいろいろと質問をさせていただ
きましたけれども、やはりこれでは不十
分だと私は思いますので、そこのところ
を汲んでいただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 よろしいか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時31分 休憩)

(午前11時32分 再開)

○森内一蔵委員長 再開をします。

議案第45号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質
疑に入ります。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、介護保険特別会
計の補正予算ということなんですけれど
も、決算に伴う出し入れということなん
で、決算審査でも詳しくお聞きしたい
と思うんですけれども、今回決算で出て
きた補正で、黒字決算なんですかね、残り
一般会計に戻す、積み立てをさらにとい
うもんだと思うんですが、この黒字にな
ったということについて伺いたいと思いま
す。

ですから、今回1,600万円余りの
積み立てがあるんですけれども、この積

立金が合計幾らになるのか教えていただ
きたいと思います。

3年ごとの保険料改定で、3年間ト
ータルでバランスがとれるような予算を計
上しているということをよく説明されて
るんですけども、保険料以外は給付に
応じて毎年精算されますから、この積立
金とかいうのは基本的には保険料が積み
上がったものだ。私たちは積立金が積
み上がってくるというのは保険料の先取
りだと指摘をしているんですけども。

2000年のスタートから介護保険を
1、2期赤字傾向ですね、3期で取り返
し、この4期が3年間でとんとんになる
はずじゃなかったのかと思うんですけれ
ども、3年連続黒字で、積み立ての取り
崩しもないというのは、やはり保険料が
ちょっと多かったんではなかったかと。
ことしの保険料の値上げも、これを見れ
ばもう少し抑えることも可能だったん
ではないかと。4期全体をしっかりと見て、
5期の保険料を決定するべきではなかつ
たかと思うんですが、5期の3年間も黒
字が続くのではないかと思いますので、
この辺のお考えをお聞かせいただきた
いと思います。

私は、介護保険の保険料が免除されな
い、こういった3原則が低所得者には厳
しい制度だと考えております。生活保護
を受けておられる方には税金も健康保険
料も払えないということで健康保険から
も外されて、介護保険料は加算をされて
おります。保険料の第2段階以下の多く
は生活保護基準以下という収入ではな
いかと。黒字を回すということは保険料
を流用するという形ですから、制度を逸
脱するんでそれはいかんということはわ
かってますけれども、第1段階で生活保
護を受けていらっしゃる方などは加算
がないわけですから、低所得者への助成

策として、災害では免除がありますけれども、災害だけでなく、独自の免除制度なども設けるべきではないかと考えているんですけれども、お考えをお聞かせください。

○森内一蔵委員長 石原課長。

○石原高齡介護課長 まず、平成23年度の決算を踏まえて、介護保険給付費準備基金への積み立て等を行っております。

基金の積み立ての内訳としましては、決算による繰越金から返還金などを差し引いた余剰金と滞納繰越分保険料で、余剰金の額は、繰越金から国庫、府費等の返還額、それと一般会計の繰出金、また過年度の保険料の還付金、それらを差し引いたもの、また逆に、支払い基金の過年度の追加交付もございましたので、そちらを充当しまして、最終的に1,646万8,000円を基金に積み立てさせていただいております。

準備基金の今現在高につきましては、平成23年度末で8,202万5,886円となっております。そちらの分と先ほどの積立分を足しまして、この5期で、今までもやっておりましたように、保険料の軽減等にこの準備金を取り崩していきたいと考えております。

あと、それぞれの免除制度ですけれども、国のほうにあります免除、そちらは今現在、本市でもやっておりますけれども、それ以外につきましては、もし免除した場合の補填財源等、そちらをどのようにしていくか、保険料で転嫁するのか、一般会計からの繰り入れで行うのか、ちょっと今制度上ではそういうことはできないと考えておりますので、その辺はこれまでも何度か行っておりましたけれども、引き続き国、府のほうにその辺についての要望を行っていきたいと考えております。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 制度的なもので、先ほど言った3原則に縛られて結構大変だということは理解してるんですけれども、現行の保険料が低所得者に対してほんまに厳しい保険料になっているということをぜひ認識していただきたいと思うんです。

この8,200万円、この3年間を通じての軽減には設計としては入っているということなんでしょうけれども、今度はこの8,200万円という金額を見たら、もう少し会計が黒字で行けるんなら保険料の1,2段階、料率0.5を少しでも下げられるようなことも、国にしっかり求めていくべきだと思っておりますので、よろしくお願ひします。意見として言っておきます。

○森内一蔵委員長 よろしいですか。

ほかに。

弘委員。

○弘豊委員 私からも1点だけお聞きしたいことがあります。

今回のこの補正予算は、平成23年度会計の決算を受けての精算ということで、このとおりだと見てとれるんですけれども、今、山崎委員が少し言われましたように、平成21年、22年、23年の3年間で第4期の介護保険、3年ごとに会計を大枠くくって保険料の決定をやられていくわけがありますけれども、そういう点で平成21年度の調整交付金の際に事務的なミスがあって、当初その年度に受けるべき交付金が入らず、平成22年度、確か7割補填されてたと思うんです。その3割の分がやはり入らず、平成21年度の議論のときに、副市長は国に働きかけて何とか補填されるようにということで、努力していくということを言われてきてたわけなんですけれども、そうし

た意味でこの介護保険は、ある意味独立した会計みたいなことでやられている中で、結局補填されなかった約301万円ですか、これが今後の保険料負担のところにかぶさってくる。ある意味1号保険者の負担になると思うわけなんですけれども、それで本当にいいのかということ、やっぱり今この会計を見て思ったわけです。

一般会計繰出金ということで、この介護保険会計から一般会計に1,143万8,000円、これやっぱり規則的にはそういうことであるんだろうけれども、301万円補填されると、そういったことが本当にできないのかなということが思いとしてあるわけなんですけれども、その点について検討などがもしされてるようでしたらお聞きしたいなと思います。

○森内一蔵委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 調整交付金の過小交付ということになるかと思えます。平成21年度の普通調整交付金が実際よりも1,004万3,000円過小となりまして、平成22年度のときに類似した団体と力をあわせまして、国、府のほうに要望しまして、平成22年度に特別調整交付金という形で10分の7、先ほど言われました703万円が交付されて、ただ、現時点でもまだ差額の301万3,000円というのが不足している状況となっております。こちらのほう、平成22年度から同じような状況にありました他市と何回か話もしまして、ただ和泉市でその関係の裁判の結果も出ておると聞いております。その内容をもう少し吟味して、また再度どういう形で国、府のほうにこの件について要望ができるのか、検討をこれからさせていただきたいと考えております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘委員 ありがとうございます。

3年度、3年ごとの区切りですね、以前の301万円の不足分がここでちゃらになってしまうということではなく、やはりその可能性もしっかりと探って、本来、国に対してきちんとこの制度そのもののところで私らも異議ありますし、言われたように介護保険料がどんどん上がっていくという仕組み、この5期も値上がりしましたから、たくさんの方から、やはり介護保険料が高くてもう負担できないという、そういう声も聞いている中でのそういうことありますから、ぜひ引き続き取り組みを進めていただきたいと、このことを強く要望して私のほうは以上で終わります。

○森内一蔵委員長 ほかにないですか。よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時43分 休憩)

(午前11時46分 再開)

○森内一蔵委員長 再開をします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第44号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前11時47分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 森 内 一 蔵

民生常任委員 弘 豊